

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 8 年 2 月 1 8 日 (水) 午前 1 1 時 0 5 分～午前 1 1 時 5 3 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎ 円谷 憲人 ○ 塚本 竜太郎 内田 博紀 後藤 浩一郎 佐藤 浩 末永 康文 鈴木 清丞 林 伸司 松本 寛道 渡部 和子
欠席委員	なし
正副議長	議 長 坂 卷 重 男 副 議 長 岡 田 智 佳
委員外 議 員	(傍聴) なし
説明のため出席した者	副市長 (染谷 康則)

午前 11 時 5 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 おはようございます。本日は、お忙しい中、令和 8 年第 1 回定例会の日程等協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願い申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1、(1)にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、2月の25日から3月24日までの28日間となります。なお、今定例会から1日1委員会の開催に変更となっております。開催場所は、全常任委員会とも第5・第6委員会室となります。また、質疑質問通告の締切りは、2月20日金曜の午前10時までと変更になっておりますので、よろしくお願いをいたします。以上、甚だ簡単でありますけれども、御挨拶といたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

令和 8 年第 1 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、議長からお話ございましたとおり、2月25日から3月24日までの28日間となりますので、御了承願います。

また、各常任委員会の開催場所は第5・第6委員会室となり、通告は2月20日金曜10時までに変更となっておりますので、各会派の皆様にお伝えくださいますようお願いいたします。

次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、(2)でございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。なお、議案第 7 号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定については、国民生活基礎調査等の統計調査に従事する統計調査員の報酬額を定めるものとなり、健康医療部総務企画課の所管となるため、健康福祉委員会に付託となります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

次に、追加議案についてを議題といたします。

追加議案の取扱いについて事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、(3)でございます。追加議案につきましては、柏市監査委員の選任が 1 件、人権擁護委員候補者の推薦が 3 件、計 4 件の人事案件が予定されてございます。こちらの取扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、提案説明省略、質疑を 3 問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。

また、追加議案に係る各会派への説明は、質疑並びに一般質問最終日の3月12日木曜日12時30分から13時の間に順次会派ごとに各会派控室で行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 追加議案の取扱い及び会派への説明につきましては、事務局からの説明で、さよう御了承願います。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

昨年12月19日の議会運営委員会で持ち帰りとなっております制定文案について、各会派の御意見を伺います。

公明党さん、お願いいたします。

○林 制定文案、連署から連名にするということですね。これは、そのとおりで結構でございます。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 同じです。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○鈴木 賛成です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 同意いたします。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成です。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 賛成です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 賛成です。

○委員長 それでは、会議規則の改正案は資料のとおりといたします。

今後の流れについては、事務局より説明願います。

○議事課長 今後の流れにつきまして御説明いたします。

本日の議会運営委員会にて御協議が調いましたので、2月25日、招集日に議会運営委員会提出議案第1号として上程され、委員長の趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

なお、改正後の会議規則は、公布された後の適用となりますので、本会議2日目以後に意見書等の議員提出議案等が提出された場合には改正後の会議規則が適用される見込みでございます。以上でございます。

○委員長 本会議での流れにつきましては、事務局説明のとおりとなりますので、御承知おき願います。

○委員長 次に、柏市議会個人情報保護条例の改正についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○庶務課長 資料3でございます。これは、本議会に提案される予定の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正を受け、柏市議会個人情報保護条例についても改正が必要となることから、その概要を説明するものでございます。

現行では、審査請求に係る審議及び制度全般に係る審議のいずれについても柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問することとされており、柏市議会におきましても柏市議会個人情報保護条例に基づき審査請求や制度全般に係る意見聴取について同審議会に諮問することとされているところでございます。今般の柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の改正により、審査請求に係る審議は柏市行政不服審査会に、制度全般に係る審議は柏市情報公開・個人情報保護制度審議会にそれぞれ諮問することとされる予定でございます。これを受けまして、市議会におきましても同様の取扱いとする必要があることから、柏市議会個人情報保護条例について所要の改正を行うものでございます。

条例案の内容につきましては、資料のとおりでございます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局の説明のとおりでございますが、内容について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 なければ、各会派に持ち帰っていただき、次回3月12日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会において御協議いただきます。

○委員長 次に、令和8年度議会費の概要についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料4でございます。令和8年度一般会計歳出予算のうち、議会費について御説明いたします。

議会費の総額は、表の左下の記載のとおり6億5,128万円で、前年度比で554万8,000円の減額となりました。第1節の報酬から第4節の共済費、また第8節旅費の会計年度任用職員の通勤費を合わせた人件費につきましては5億6,821万5,000円となり、前年度と比較して606万5,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、4節の共済費が議員共済組合負担金の負担割合変更等により474万2,000円の減額となっております。続きまして、人件費を除く7節の報償費から18節の負担金補助及び交付金までにつきましては合計額8,306万5,000円で、前年度に比べ51万7,000円の減額となっております。主な要因を申し上げますと、需用費で昨年度計上しておりました議会配信用パソコンの入替え費用106万7,000円がなくなり、議場へ設置するヒアリンググループの購入費用で73万2,000円を新たに計上いたしました。以上、概略を御説明させていただきました。

この資料は、議会運営委員会終了後にラインワークスで配付させていただきます。御質問等がございましたら、庶務課までお問合せください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、議長主催による研修会についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料5でございます。さきの議会運営委員会でお知らせいたしましたとおり、令和8年第1回定例会の招集日、2月25日水曜日の午前10時より議長主催による研修会を開催いたします。講師は、鳩谷・別城・山浦法律事務所の山浦美紀弁護士、研修テーマは議員によるハラスメントの防止についてでございます。今回は、ハラスメントの定義のほか、事例演習を通じて具体的にどのようなことがハラスメントに当たる可能性があるのかということをお学びいただきます。本日の議会運営委員会終了後にラインワークス掲示板でお知らせいたします。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おき願います。

○末永 ちょっとお伺いしますが、この研修テーマに係る費用というのは幾らですか。

○委員長 分かりますか。

○庶務課長 申し訳ありません、詳細の金額は、20万円を少し上回るぐらいの金額だったと思います。

○末永 講師に20万払うということでしょうか。それ具体的にどういうものに使うのか、お示してください。

○委員長 事務局、お願いいたします。

○庶務課長 今回委託契約を結んでおきまして、委託先は新日本法規株式会社に委託をしております、新日本法規と委託をして、今回講義いただく先生に講義をいただくような形になっております。以上でございます。

○委員長 末永委員。

○末永 どうしてそういうふうにしたのでしょうか。委託費でしないと講師を呼べないのか、それとも議長が主催でやるわけですから、どこどこで決めて、あるいは議運でもどこがいいかとかいうふうに決めて、そこに委託するとかという案はなかったのでしょうか。誰がそういうふうにしたのか。

○委員長 事務局、どうぞ。

○庶務課長 講師につきましては、最終的には議長のほうにこの先生でよろしいかというのはお伺いして御了承いただいたものと考えておりますが、新日本法規との委託につきましては、こちらは確認をしたところ著作権の関係があるということで、新日本法規との契約にするということで、こちらは確認をしたところでございます。以上でございます。

○委員長 末永委員。

○末永 ぜひこれはそういうふうには決めないで、今いろんな方が専門的にハラスメント問題について研修や講師がいっぱいいますよね。私もこの間ずっとハラスメン

トの研修会に1講座1万5,000円払って視察行って聞いてきておりますけど、これについてもう少し、聞くところによるとお金についても金額的にもいろんなことができるようなので、もうちょっと詳細に幾つか選択できるところを選んでいただいて、議長と協議をして決めていただきたい。あるいは、議運にかけて、どういう講師がいいのかも含めて選択をしていただきたいと思います。以後、今後についてですけど、お願いします。役人サイドだけのやつの都合のいいところだけでやるのはあんまりいいことじゃないと思いますので、お願いをしたいと思います。

○委員長 どうぞ。

○佐藤 すみません、今ハラスメント検討委員会、委員長が座長でやっているんですけど、そのときもよく議論になるんですが、これ弁護士を直接呼べないというか、契約できないというか、その理由は今言われた著作権の問題なんですか。

○委員長 事務局、どうぞ。

○庶務課長 今回の研修の契約の形態というのは、今回の山浦弁護士が新日本法規から出発物とかを出しているようでして、ハラスメントの関係の書籍を出しているようでして、その弁護士にハラスメントの研修を行っていただく場合には、著作権の関係で新日本法規を通じて委託をしてほしいということでお話を伺っていたので、この研修はそのような形で行っているものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは次に、市民サイドからの申入れを議題といたします。

昨年12月15日の議会運営委員会でオンライン委員会を可能とすることで意見が一致しましたが、要件については各会派意見が分かれておりましたので、持ち帰りの上、調整できる部分があるか御検討いただくこととなっております。その後の各会派の御意見を伺います。

公明党さん、いかがでしょうか。

○林 オンラインはやってもいいというふうに思うんですけども、まず個人で適用というか、ある程度全体として適用するべきであって、しかも要件をある程度しっかりまとめた上で行っていくべきだという考えでございます。

○委員長 全体として適用するべきですね。

柏清風さんはいかがでしょうか。

○後藤 基本的には公明党さんと同じ考えですが、前にも言ったように18ページに書かれているこの表の中で、常任委員会の視察のみというふうに我々は委員会活動の中での範囲を限定したんですけど、よく考えると常任委員会の行政視察もこれの中でくくっちゃっていいのかなというのは正直なかなかまとまんないところです。受入先の都合があるということで。

○委員長 みらい構想かしわさん、お願いいたします。

○鈴木 前回取りまとめた内容から特に変わっておりません。

○委員長 日本共産党さん、お願いいたします。

○渡部 適用範囲というのは、なるべく広げていいんじゃないかなと思っています、

委員会全体への適用。それで、会議規則の中の欠席の届出で公務とか疾病、いろいろありますけども、それに準じた形で、さらに個別の判断ができるといいのかなと思っています。やっぱり適用が難しい場合もあると思うので、なるべく適用は広げ、しかし常任委員会の行政視察なんかではそれができない場合も想定されるんではないかなと思うので、対象等は広げたほうがいいかなと思うのと、それが物理的にどうしても難しいという場合は当然あると思うので、その辺りを少し柔軟にできないかなというふうには思っています。

○委員長 市民サイドさん、お願いいたします。

○松本 ぜひ広く取っていただいて、そもそもオンラインで視察できないというのはおかしいですので、そこはぜひ実現できるようにしていきたいと思います。当然相手があることですから、相手の状況によって柔軟にということは必要だと思います。

ちょっと議論でおかしいなと思ったのは、欠席ではないんですよ。オンラインで参加をする人もいてもいいし、現地に行きたい人も行ってもよいという形で、欠席とは違うということを示し添えます。

○委員長 共創かしわさん、お願いいたします。

○佐藤 オンラインを原則とするところをオンラインでの参加も可とするということであれば賛成できるかなと思っています。委員長が認める場合とありますが、これは委員長が認める、認めないではなく、申出制で、希望する人はオンラインで参加できると。今前者お二人も言っていましたけど、欠席の届出に準じるというところをオンライン参加というのを欠席だというような意識を変えていくべきだと思います。オンラインというのは、基本的に参加なんだということを前提に今後の議論をしたほうがいいのではないかと思います。

○委員長 無所属の会さん、お願いします。

○末永 今佐藤さんが言ったように、オンラインも参加者なんで、欠席にはならないということだと思います。オンラインでもやっぱり参加できるということにして、そして委員会でそれぞれが委員長が認めればできるというふうにすれば、積極的にできるというふうにするという、否定的に駄目ってするんじゃなくて、オンラインでも参加することができる。各委員会で決めればいいんじゃないかということです。

○委員長 ありがとうございます。まず、適用範囲については、委員会全体として適用するという意見と個人ごとに適用するという意見分かれておりますので、意見が一致しておりません。

委員長の認める範囲に関しましては、まず欠席届の事由に準じるというところと、あと委員長の判断に準じるという意見、どちらもございましたので、こちらも一致しておりません。

委員会活動のどの範囲に適用するかというところは、柏清風さんが行政視察のみでもちょっとおかしいんじゃないかというような御意見がありまして、これもちょ

つと一致しておりませんので、いずれも一致せずというところがございます。

意見が一致しませんでしたので、現状のとおりといたします。

○委員長 次に、日本共産党、無所属の会及び共創かしわからの申入れを議題といたします。

申入れのうち、常任委員会においてその他の項目を加えること、政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすること、議会ネット配信にSNSも導入することについては継続して協議することとなっております。

まず、項目1について議長より御発言がございます。どうぞ。

○議長 項目1の常任委員会におけるその他の項目を加えることにつきましては、昨年12月15日の議会運営委員会にて共創かしわの佐藤委員に協議材料となる根拠資料の提出をお願いしたところです。そのために、佐藤委員から資料が提出されましたら議会運営委員会にて議題として皆様に御協議いただくこととしたいと思えます。また、私のほうでも現在事務局に調査をさせているところですので、調査結果が出ましたら佐藤委員からの資料とともにお示しし、御協議いただきたいと思いますと考えております。

なお、前回お伝えしたとおり、柏市議会の現状と会議規則との関係について事務局に整理させましたので、この後説明させます。以上です。

○委員長 ただいま議長より資料についてお話がございましたが、佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤 はい、それでいいです。

○委員長 では、事務局より現在の運用状況について説明願います。

○議事課長 資料7、(1)でございます。まず、ア、その他の解釈ですが、まずその他についての整理をさせていただきたいと存じます。イの法規上の規定に記載のとおり、地方自治法第109条第2項の常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する、また会議規則第98条の規定により、常任委員会はその所管に関する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならないと規定されていることから、その他というのは所管事務調査に該当いたします。

柏市議会における現状の運用につきましては、ウに記載のとおりとなっております。まず、(ア)でございますが、所管事務調査については上記イに記載のとおり関係例規に規定しているため保障されてございますので、規定の手続を行えば議題とすることは可能となっております。なお、次のページ記載の先例308の2のとおり、過去に実施した事例もございます。

続きまして、(イ)でございますが、皆様御承知のとおり、先例によりまして定例会中の常任委員会の審査は付託された案件のみを行い、その他に関する質問は行わないこととなっております。一方で緊急性のある案件につきましては、(ウ)に記載のとおり、会期中であっても委員会の休憩中または閉会後に委員会協議会を

開き、執行部から報告を受けた事例は複数ございます。

また、所管事務調査については、会期中の権限であることから、（エ）に記載のとおり、閉会中に所管事務調査ができるように開会中の常任委員会において閉会中の所管に関する事務調査の件をお諮りし、決定することにより必要に応じて閉会中の委員会を開き、所管事務調査を行うことができることとなり、実際に行っている事例は多数ございます。

なお、会議規則の規定によりまして会期中の常任委員会において所管事務調査を実施する場合は、（オ）に記載のとおり、事前に委員会で議題を決定し、付託案件の審査が終了した後に議題としてございます。その際、執行部につきましては、審査終了まで待機いただいているのが現状でございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、資料が整い次第協議することといたします。

続いて、申入れ項目2の政務活動費を議題といたします。

ここで項目2について議長より御発言がございました。どうぞ。

○議長 政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすることについて柏市議会政務活動費交付条例との関係について事務局に整理させましたので、この後説明させます。以上です。

○委員長 それでは、整理状況について事務局より説明願います。

○庶務課長 資料7、（2）でございます。申入れのうち、政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにするの件につきまして御説明いたします。

現行条例におきまして、政務活動費は会派及び議員に交付されています。会派に交付する政務活動費の月額、8万円から所定の額を控除した額に会派所属議員の数を乗じた額となります。また、議員に交付する政務活動費の月額は、無所属議員は7万円、会派所属議員は1万円から7万円までの範囲内で会派の代表者が申し出た額となり、この範囲内であれば1円単位での申出が可能となっています。会派及び会派所属議員に交付される政務活動費の額の例は表のとおりです。

現行条例は、令和6年度に政務活動費の制度について議員の皆様にご議論いただき、各会派の御意見を踏まえ、それらを最大限に考慮した議長案により改正されたものであり、令和7年4月1日に施行されたものでございます。申出の内容を実施するために必要な対応といたしましては、条例第5条第2項において議員に対する政務活動費の額等が1万円以上と規定されていることから、1万円未満について1円単位とするためには条例改正が必要となります。また、1円単位での申出を可能とする場合には改めて制度全体の枠組みの中で整理を行う必要があり、相応の調整期間を要するものと考えております。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局の説明のとおりですが、内容について何かございますか。

末永委員。

○末永 この1円単位とするということは、条例を会派1円、個人が7万9,999円

とすればいいことだけなんですよね。私は、去年の7月16日でしたか、1年半、2年近くかかって行政不服審査請求をして、そして最終的にそれと併せて議長を含めて条例を去年の4月にしたわけですよね。したんですよ。不服審査請求を最終的には却下されたんですけども、この不服審査請求がなかったら今までどおり3万、5万円であったと思う。私は、それを裁判すれば多分99%勝つんじゃないかと言われてたんですけども、会派に入っちゃったもんですから、去年の9月にね。だから、対応でないから結局やめたんですけども、1月末までに裁判やる資格があったんですけど、会派に入っちゃったからやめたんですけども、これはやはり議員をできるだけ平等にするという観点からするならば、苦肉の策で1円単位にして、会派で1円でもできるよ、そして個人で7万9,999円にするというふうにすれば問題はないんですけども、去年の9月に柏清風で5人が替わりましたよね。この方たちもその間4月から8月までの間1万円取られたところは失効しちゃって、全くそのお金が流れてしまうという状況を迎えたわけですよね、今回。ですから、会派に残っている会派の人が使えるわけですよね、それは。ですから、そういうことも含めて、やっぱり政務調査費は議員一人一人が活動するためにあるものであって、会派の中で執行できないようなことがあってはならないと思うんですよ。そういう意味で私は1円単位にすることは、これはもう理にかなっていると。誰しものが平等にできる、1円単位ですることによって大きく支給状況が変わるんで、私はこれにすべきだというふうに思います。できないことをここにはずっと資料として書いていますけど、62の中核市の中でしていないのは柏市とどこでしたか、もう一か所でしたよね。松江でしたか、どこでしたか。2つだけなんですよね。ほとんどが一人会派を認めるか、あるいは個人にしているんですよ。柏とあれだけです、していないのは。こういうことしているのは。だから、やっぱりこれは来年選挙ですから、そういう意味じゃ新しく無所属の人も来ることもあるでしょうから、できるだけこれはちゃんとしていただきたいなと思うんですよ、こういうことはね。ですから、ぜひ議論していただいて、賛成、反対だけするんじゃなくて、いかにして議員が活動できるようにするかですね、ことをぜひやってほしいと思います。

と同時に、事務局に言いますけど、備品についても、備品、これ政務調査費で買っていて、登録しないで、備品にしていない案件も幾つかありますよね、備品。備品は、3万円以上でしたか、5万円以上でしたか。備品登録しないで、勝手に処分したりしていますよね。そここのところも厳格にするなら、この政務調査費1円単位にすれば明らかになっていくので、私は1円単位にすべきだと思います。ここは私監査請求しますから、こここのところは、備品のところについては。それはここで言っておきますけども、したいと思っていますんで、お願いします。

○委員長 ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤 質問があるんですけど、この資料の末尾の2行、また1円単位での申出を可能とする場合には改めて制度全体の枠組みの中で整理を行う必要があるとあるん

ですけど、これ具体的にはどういうことをイメージしているんですか。

○委員長 事務局ですか、どうぞ。

○庶務課長 例えばですけれども、無所属議員が今7万円というふうに、無所属というか、月の初日に会派に所属しない議員は7万円という規定になっているかと思うんですが、例えばそういう7万円というのをどのようにするかとかというような調整が必要であるとか、あと今全体で8万円を会派に所属する議員は申し出た1万円から7万円の範囲で控除する額というふうになっているかと思うんですが、その会派の政務活動費と議員の政務活動費をどのように調整するかということは必要かなというふうには考えております。（「ちょっとよく分かんないな。もうちょっと詳しく」と呼ぶ者あり）（「ちょっといい、今のところ」と呼ぶ者あり）

○委員長 待ってください。事務局、今の佐藤委員の御質問にお答えできますか。（「具体的に言ってもらったほうがいい」と呼ぶ者あり）（「ちょっと今の説明じゃよく分かんない」と呼ぶ者あり）

○庶務課長 今回の資料のイの（イ）のところですけども、bのほうですと会派所属議員が1万円以上の7万円以下の範囲内というふうに書かれておりまして、aのほうが無所属議員が7万円というふうにもう額が規定されておりますので、ここの無所属議員の7万円というのを例えば1円にするのか、それとも幾らから幾らというような範囲で定めるのかとか、そういった調整は少なくとも必要になるかと考えました。以上です。

○委員長 佐藤委員、よろしいですか。

末永委員、どうぞ。

○末永 今回のところ条例で何かできないようなことを言っているけど、これは例えば無所属議員は議員1人当たり月額1円からと、あるいは個人は1円からというところを変えるだけで、条例を変えるだけにすれば、彼らにすれば何の問題もないでしょう。

○委員長 そう言っていますよ。そういうふうに言っているんですよ、今。だから、それができるといふふうに言っているんですよ、今。

○末永 そういうふうにできるといふことですよ。

○委員長 そうです。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、条例改正をして対応すべきかどうか各会派に持ち帰っていただき、次回3月12日、質疑並びに一般質問の最終日の議会運営委員会において御協議いただきます。

続いて、申入れ項目3の議会ネット配信のSNS導入を議題といたします。

議長より御発言がございます。どうぞ。

○議長 議会ネット配信については、今後SNSを導入する方向で継続して協議していくということで意見がまとまっておりますが、12月19日の議会運営委員会にお

いて御協議いただきましたところ、申入れの提案会派のほうから拙速に進めるのではなく、継続して協議していくべきという御意見が出ました。そのため、今後の協議につきまして申入れの提案会派、それ以外の会派を問わず協議材料となる資料の提出されたタイミングで議会運営委員会の議題とし、皆様に御協議いただくこととしたいと思います。以上です。

○委員長 末永委員。

○末永 今議長が言ったようなことを言いましたけど、私危惧したのは切り抜いてそこをやられると。それ誰が責任取るんだというところがあったんで、もうちょっと協議したらいいんじゃないかということ申入れしましたよね。これは、もしそういう場合が起きたときは議長が訴訟代理人で、代表者でその訴訟を、停止したり、削除させたりすることができるということが分かりました。議長に権限があるそうです、全部。したがって、SNSの議会ネット配信については、議論をしろと言ったのは切り抜いて、そこに批判されているんなことが、今回の衆議院選挙でもありましたよね、相当いろんなことが。だから、そういうことを危惧したんですが、その場合は即座に議長がプロバイダーに取消しを求めたり、発行を停止させたり、あるいは訴訟をしたり、それは議長がするそうなんですよ。個人がするのかと思っていたら、そうじゃなくて議長が議会の案件についてはできるということが分かりましたので、私はぜひこれは進めていただきたいということを申し上げておきます。

○委員長 それでは、資料が提出されましたら協議することにいたします。

○委員長 次に、柏エナジーからの申入れについてを議題といたします。

交渉会派の人数を2人以上とすることについて、状況の変化があったとして改めて協議するかどうか、各会派の御意見を伺います。

公明党さん、お願いいたします。

○林 今議会、3人会派ということで決まっておりますので、そのまま進めていただきたいなと思います。

○委員長 必要ないですね。

柏清風さん。

○後藤 同じです。19期の当初から決まったルールなんで、それを遂行してほしいと思います。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○鈴木 会派構成が大きく変わったので、協議するべきだと考えます。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 この申入れに賛成をいたします。今あと2人の会派が1つ議運に入れただけなんですけども、やはり議運では少数会派の意見も大事にして、いろんな意見を基にしっかりと議論することが重要だというふうに思いますので、2人会派も交渉会派に加えるというふうに改正を求めたいと思います。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 会派人数の変更をもって状況の変化とするのは無理があると思います。ただ、より開かれた議会にしていくために連合会派を認めるとか過去にもあったんで、そういった別のやり方の検討は柏エナジーからあったら考えてもいいのかなと思います。

○委員長 今回はバツということですね。状況の変化があったとは認められないということですね。

共創かしわさん。

○佐藤 申出に賛成です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 申出に賛成です。そして、3人会派にしたときには多数決で決めていますよね、3人会派にしたときは。私は、ここで採決採れとは言いませんけど、多数決で決めているわけですよ。したがって、去年の9月の時点で大きく変わったわけですね。したがって、私は2人会派を認めるという議論をもうちょっとしっかりやって、今松本委員から連合会派もという、前は政務調査費の関係でそれは要するに連携してやる場合は申請すれば政務調査費を会派分をもらえますよというようなことがあったわけですね。だけど、会派そのものが連合というのはなかったように、34年になりますけど、5年になりますけど、なかったような気がするんですけど、政務調査費の関係ではあったような気がするんですけども、2人会派を何が何でも駄目というんじゃないくて、やっぱりするという方向でもう少し議論をして、今期中に決めるとかいうふうにしていただきたいなと思います。そういう運営を議連の委員長はしていただきたい。3人にするのは多数決で決めて、2人のところになれば今度はそのようなできないなんていうのは、それは民主主義のルールから反するということなんです。したがって、少数の意見も取り入れてやっていくということが大切なんで、そういう姿勢をぜひやっていただきたいなと思います。

○委員長 各会派意見が一致しませんでしたので、現状のとおりとし、改めて協議はしないことといたします。

○委員長 次に、柏市議会情報セキュリティポリシーの策定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料9でございます。地方自治法の改正によりサイバーセキュリティの確保について地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は方針を定め、必要な措置を講じなければならないこととされました。これを受けまして、改正法の施行日である令和8年4月1日までに市議会の情報セキュリティポリシーを策定し、その方針をもって地方自治法上の方針とする必要があることから、柏市議会情報セキュリティポリシー基本方針の概要について御説明するものでございます。

柏市においては、既に情報セキュリティポリシーを定めているところでございますが、今般策定する柏市議会の情報セキュリティポリシーは、市の情報セキュリテ

ィポリシーに準じた内容としております。市議会の情報セキュリティポリシーに定める基本方針の適用範囲は、市議会として独自に使用しているサイドボックスなどのシステム及び議員の皆様にご貸与しているタブレット端末などでありまして、議会議務局職員が使用する執行部共通のシステムやパソコン端末などにつきましては、市の基本方針が適用されることとなります。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局の説明のとおりですが、内容について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 なければ、各会派に持ち帰っていただき、次回3月12日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会において御協議いただきます。

○委員長 次に、安否確認訓練の結果についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○庶務課長 資料10でございます。昨年12月22日に行いました安否確認訓練の結果について御報告させていただきます。

ラインワークスで御参加いただいた議員さんは33人、ショートメールで御参加いただいた議員さんはお二人でした。そのうち1時間以内に御連絡をいただいた議員さんが24人、1時間超え3時間以内に御連絡をいただいた議員さんが9人、3時間超え5時間以内に御連絡をいただいた議員さんは2人でした。資料に回答方法の内訳や昨年度の実績を記載しておりますので、御参照ください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次回は3月12日木曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。（私語する者あり）ちょっと待ってください。議題外ですね。議題外の発言がしたい。（「議題外の発言ですけども、議運でぜひ」と呼ぶ者あり）皆さん、いかがですか。よろしいですか、議題外の発言があるということですけども。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）よろしいですか。終わってからにしますか。（「いいですか、いいですか」と呼ぶ者あり）皆さんよろしければ。（「いいでしょう」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「中のほうがいい」と呼ぶ者あり）

では、渡部委員。

○渡部 すみません。今会派への議案の説明がおとといと昨日、そして今日もあると聞いています。今回議案の説明資料の中で非常に問題を感じたところがありますので、これは議運でもぜひ共通認識に立って対応が必要じゃないかなと思ったので、説明を、ちょっと時間をいただきました。予定議案番号の1番なんですね。個人番号利用と個人情報提供条例の改正なんですけど、その説明資料の中の一番下の段に条例が否決された場合の影響というのがありました。これが差し替えになって、条例が改正されなかった場合の影響というふうに文言変わりましたが、もちろん執行部は議案を通してほしいと思っておりますけども、内容によっては否決されることだってあり得るわけです。それをもしこれが通らなかつたらこういう影

響があるんだということを説明資料に書くという行為がこれは間違っていると思います。こういったことは、議会に対して私は圧力というふうに感じました。こういう書き方って私今まで見なかったですし、例えば12月議会の駐輪場で議員が求めて、否決されたらどういう影響があるのかという、そういう質問の中で執行部は資料を出してきたと思います。それならまだ話が分かります。だけど、そういうやり取りも何もないままに、これが否決されたらこういう影響があるんだということを書くというその執行部の姿勢に非常に私問題を感じました。ですから、副市長にもその点についてはぜひ注意をしていただきたいと思いますし、議会としてもこういう説明資料の出し方についてはやはり問題だということを経験済みですし、議会でもいいですし、共通認識に、これは共通認識を持てる案件ではないかなと思いますので、ぜひ皆さんとも共通認識に立ちたいなと思ったもので発言をさせていただきました。以上です。

○委員長 末永委員。

○末永 何でそんなことを書いているんですか、議会に出すのに。議会は、やっぱり議会制民主主義と言われるところで、我々二元代表制で選ばれてきている人がそれはチェックして判断するものであって、判断する前からこんな影響があるぞって脅かしているみたいなことを何で、そんなこといまだかつてなかったけど。ただ、議員がどうなんですか、影響どうなんですかと言ったときに、実はこれこれこういうことありますよって、メリットはこれ、デメリットはこうですよって、それはあるかもしれない。しかし、出す前から、俺は今日午後から受けるんだけど、受ける前からそんなことをやっているというのは言語道断であって、それは誰に対してやっているんだというふうに私は思いますよ。議会なんだから、議会に議案を出すんだから、議案出して、その議案について採択するか、しないかを決めるのは議員さんなんだから、これ市民から選ばれた人たちですよ、これは。だから、そういうことを何でしたのか、今後もする気があるのか含めて回答ください。

○委員長 ちょっと待ってください。それは、議会運営委員会での議題ではございませんので、一回閉じてから副市長の御回答をいただきたいと思います。よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会